

加古川市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（建築・設備工事）

1 目的

本実施要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、加古川市発注の建築及び設備工事における週休2日を促進するために必要な事項を定める。

2 用語の定義

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

（5）4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

加古川市契約検査課が発注する建築・設備工事のうち、工事担当課長が指定する工事に適用する。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、工事現場ごとに対象工事を決定する。

4 実施方法

発注方式は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

入札公告及び特記仕様書等への記載により行うものとする（別紙1参照）。

5 積算方法等

4週8休以上を前提に、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 週休2日の確認方法等

（1）週休2日の確認方法

① 工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「計画工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう、現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で「計画工程表」等を作成する。

② 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「計画工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注の場合は、「計画工程表」等の修正に当たり、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・週休2日の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

（2）週休2日対象工事である旨の明示

施設管理者の承諾を前提に週休2日制度対象工事である旨を仮囲い等に明示する。

（3）適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、各工程を圧迫することのないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

（4）工事成績評価

現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて評価する。（審査項目別運用表：総括評価員の工程管理欄にて評価）

（5）元請下請の取引の適正化

受注者は、週休2日制度対象工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、調整・連携を行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(1) 入札公告における記載例

本工事は、発注者が通期の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日制度の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

- 1 本工事は、発注者が通期の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日制度の対象工事（発注者指定方式）である。
- 2 通期の週休 2 日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。
 - ⑤ 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「計画工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「変更工程表」等を提出するものとする。監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日（現場休息の日）」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上）を前提に以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合は補正を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

補正係数	通期の週休 2 日対象工事（4 週 8 休以上）	○. ○○
------	--------------------------	-------
- 5 週休 2 日の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて工事成績の評価を行う。